

高岡地区広域圏事務組合低入札価格調査制度要領

平成 22 年 4 月 1 日

改正施行 平成 23 年 12 月 1 日

改正施行 平成 25 年 9 月 1 日

改正施行 平成 28 年 10 月 1 日

1 趣旨

この要領は、低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（同令第 167 条の 13 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする事ができる場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査する制度をいう。）の手續について定めるものとする。

2 対象となる入札

予定価格が 130 万円を超える工事（以下「適用工事」という。）の入札を対象とする。ただし、次に掲げる工事の入札については、予定価格設定権者が必要と認めた場合を除き、対象としない。

- (1) 簡易な切土、盛土工事
- (2) 張芝工事
- (3) 崩土等除去工事
- (4) 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事
- (5) 地下構造物を伴わない建築解体工事

3 調査基準価格

- (1) 適用工事の入札に当たり予定価格設定者は、予定価格のほか、相手方となるべき者の入札する価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、予定価格調査書にその価格を記載する。
- (2) 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用に同表の右側に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。

直接工事費	100 分の 95
共通仮設費	100 分の 90
現場管理費	100 分の 90
一般管理費	100 分の 55

4 入札参加者への周知

適用工事の指名通知書又は発注公告に、調査基準価格を設けたことを明記する。

5 失格基準価格

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者（以下「失格基準価格算定対象者」という。）がある場合は、失格基準価格算定対象者（失格基準価格算定対象者が3者に満たない場合は、入札参加者のうち、入札価格が低い者から順に3者）の入札価格を平均した額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）を失格基準価格として設定する。
- (2) 失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が失格基準価格に満たない者は、失格とする。ただし、当該者の入札価格が、予定価格の算定の基礎となった次の表の左側に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（(3)において「合計額」という。）以上となる場合は、この限りでない。

直接工事費	100分の85
共通仮設費	100分の85
現場管理費	100分の90
一般管理費	100分の55

- (3) (2)の規定にかかわらず、(1)に規定する入札価格を平均した額を算定できない場合においては、失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が合計額に満たない者は、失格とする。
- (4) (1)から(3)までの規定は、工場生産品等（納品時に仕様を満たすことの検査を行うこと等により、品質が確保されるものと認められるものに限る。）の設計額が直接工事費の10分の7に相当する額を超える場合には、適用しない。

6 落札者の決定等

入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の入札が行われた場合には、最低の価格をもって入札をした者を落札者又は落札候補者とし、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対し、落札者又は落札候補者の決定を保留し、後日結果を通知する旨を告げて入札を終了する。

7 調査の実施

- (1) 調査担当者は、次に掲げる者とする。
設計担当課長及び契約担当課長

(2) 調査方法

調査担当者は、失格基準価格算定対象者（失格者を除く。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）が落札者とされた場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、(3)に定める項目について、最低価格入札者から事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（様式第1号）を作成する。

(3) 調査項目

- ア 当該価格により入札した理由（必要に応じ当該入札価格に対応する内訳書を徴する。）
イ 資材の量、調達及び労務者の供給見通し（市場価格より低い価格で調達ができる場合は、その理由）

- ウ 手持ち工事の状況
- エ 過去の工事成績等
- オ 信用状況
- カ アからオまでに掲げるもののほか、必要な事項

8 低入札価格審査会の審査及び意見の表示

- (1) 契約担当課長は、様式第2号により低入札調査結果を11に定める低入札価格審査会に提出し、その意見を求めるものとする。
- (2) 低入札価格審査会は、契約担当課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、様式第3号により意見を表示するものとする。

9 低入札価格審査会の意見に基づく落札者の決定

- (1) 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 契約担当課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、最低価格入札者の次に低い価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。
- (3) (2)に規定する場合において、次順位者が調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者であるときは、7及び8並びに(1)の規定による手続（(4)において、「落札者決定手続」という。）を経て、落札者とするかどうかを決定するものとする。
- (4) (3)の規定による落札者決定手続を経た結果、次順位者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、次順位者の次に低い価格をもって入札をした者（調査基準価格に満たさない価格をもって入札をした者に限る。）から順に、落札者決定手続を経て、落札者を決定するものとする。

10 入札者への通知

- (1) 契約担当課長は、9の(1)により最低価格入札者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し様式第4号により落札した旨を知らせるとともに、他の入札者全員に対し様式第5号によりその旨を知らせるものとする。
- (2) 契約担当課長は、9の(2)から(4)により次順位者を落札者と決定したときは、直ちに最低価格入札者に対し様式第6号により落札者としないう旨を、次順位者に対して、様式第7号により落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対して、様式第7号により落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対して様式第5号により次順位が落札者となった旨を知らせるものとする。

11 低入札価格審査会の設置

8の(2)に定める審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長（会長）
- (2) 設計担当課長

- (3) 当該工事担当課長
- (4) 契約担当課長
- (5) その他会長が必要と認める者

12 受注の制限

調査基準価格を下回る価格で落札した者は、当該工事の完工検査が終了するまで、組合が発注する当該工事と同種の工事の入札に参加することができない。

13 調査項目の履行の確認

契約担当課長は、7の規定により実施した調査の結果が履行されているかどうかを確認するため、調査基準価格を下回る価格で落札した者に実績の報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行し、同日以降に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行し、同日以降に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行し、同日以降に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

様式第1号

低入札価格調査書

調査担当責任者

調査書作成年月日 年 月 日

案件番号		工事種別	
工事名			
工事場所			
工事概要			
最低価格入札者			
最低入札価格		入札日	
調査基準価格		予定価格	
調 査 事 項	ア その価格により入札した理由		
	イ 資材の量、調達及び労務者の供給見通し		
	ウ 手持ち工事の状況		
	エ 過去の工事成績等		
	オ 信用状況		
	カ その他		
(所見)			

(注) 調査担当責任者は、適用工事の工事担当課長とする。

様式第 2 号

年 月 日

低入札価格審査会長
事務局長

様

総務課長

低入札価格の調査について

このことについて、別添のとおり資料を提出するので、当該低入札価格について審査し、 年 月 日（ ）までに書面により意見を表示願います。

様式第3号

低入札価格の調査結果について

低入札価格審査会長

事務局長

このことについては、下記のとおりです。

記

審査日 年 月 日

案件番号		工事種別	
工事名			
工事場所			
最低価格入札者			
最低入札価格		入札日	
調査基準価格		予定価格	
(意見)			
(審査結果)			

(注) 審査結果欄には、「当該最低入札価格は妥当である。」又は「当該最低入札価格は、妥当でない。」と記載する。

様式第4号

年 月 日

様

高岡地区広域圏事務組合
理事長

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日指名競争入札に付した次の工事について、落札者の決定を保留していましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、妥当と認め、貴社を落札者とすることに決定しましたので通知します。

1 案件番号 第 号

2 工事名

3 工事場所

様式第 5 号

年 月 日

様

高岡地区広域圏事務組合
理事長

低入札価格の調査結果について

年 月 日 競争入札に付した次の工事について、落札者の決定を保留していましたが、
を落札者とすることに決定しましたので通知します。

- 1 案件番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所

様式第6号

年 月 日

様

入 札 結 果 通 知 書

高岡地区広域圏事務組合
理事長

年 月 日 競争入札に付した次の工事について、落札者の決定を保留していましたが、調査の結果、貴社の入札価格では当該工事が契約の内容に適合した履行がなされないと認め、貴社を落札者としなことに決定しましたので通知します。なお、次順位者の を落札者にしましたのでお知らせします。

1 案件番号 第 号

2 工事名

3 工事場所

様式第7号

年 月 日

様

入 札 結 果 通 知 書

高岡地区広域圏事務組合
理事長

年 月 日 競争入札に付した次の工事について、落札者の決定を保留していましたが、調査の結果、調査基準価格を下回る最低入札価格においては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、次順位者である貴社を落札者とすることに決定しましたので通知します。

- 1 案件番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所